

令和6年度天草市農業労働賃金標準額

令和6年4月から1年間の農業労働賃金標準額（税込）を次の表のとおり決定しました。各農家の農作業賃金を決められる際の参考としてご利用ください。

なお、熊本県の最低賃金の改定が毎年10月頃に行われます。一般農作業の賃金が改定後の熊本県の最低賃金を下回らないよう気を付けてください。

（基盤整備が済んでいる田・畑）

作業種目	作業内容	単位	標準額 (円)	備考
(耕うん機) トラクター	あらぐれ	10 a (約 1 反) 当 た り	7,500	
	しろかき		6,800	
	あらぐれ・しろかき		13,000	
	水田あと平耕起		6,900	
	水田あと畝立		9,200	200円増額
	畑耕起		8,100	
田植機	田植え		6,100	(苗代別)
バインダー	刈り取り		6,500	(ヒモ別)
コンバイン	刈り取り		15,200	
ロールベラー	稲わら梱包作業		5,500	
ドローン	農薬散布		3,000	(薬剤別)
ハーベスター	稲脱穀	30kg	500	
畦ぬり(機械)	畦ぬり	1m	100	
一般農作業	一般農作業	8時間	7,400	

※この労働賃金標準額はあくまで目安ですので、基盤整備が済んでいない田畑や、軽油などの燃料価格の変動に伴う経費の増加等については、地域の実情等を考慮のうえ当事者間で協議して決めてください。

なお、営農組合、受託組合等においては、それぞれの受託料金が設定されています。